

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	空気呼吸器ほか2点 買入	59:消防・防災用品	真弓興業(株)	9,773,500	令和3年10月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	令和3年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋 修繕	45:その他材料	(株)前澤エンジニアリングサービス	34,100,000	令和3年11月12日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	適用
3	大阪市中央卸売市場本場東棟南非常用発電設備修繕	19:産業用機器	(株)カワサキマシンシステムズ	2,310,000	令和3年11月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
4	令和元年度調達 庁内情報利用パソコン用増設メモリ(その1)長期借入	158:情報処理用機器	(株)JECC	101,508,000	令和3年11月18日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
5	令和2年度調達 庁内情報利用パソコン用増設メモリ長期借入	158:情報処理用機器	(株)JECC	39,996,000	令和3年11月18日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
6	手動引金式人工呼吸器一式 買入	27:医療用機器	(株)アダチ	7,453,600	令和3年12月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
7	令和元年度調達 庁内情報利用パソコン用増設メモリ(その2)長期借入	158:情報処理用機器	リコーリース(株)	39,799,584	令和3年12月8日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
8	パルスオキシメーター(その5) 買入	27:医療用機器	石黒メディカルシステム(株)	57,200,000	令和3年12月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	適用

随意契約理由書

1 案件名称
空気呼吸器ほか2点 買入

2 契約の相手方
真弓興業株式会社

3 随意契約理由
(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、空気ボンベに接続する本体、着用者の顔に密着させる面体及び要救助者に空気を供給するためのレスクマスクで構成され、火災現場等の煙が充満し呼吸が困難な環境でもボンベ内の空気を吸うことにより独立した呼吸が可能となるもので、消防活動に欠かせない機器であり、当局が救助活動を行う上で以下の性能を有する必要がある。

①本体

- 1 自動陽圧機能及び強制送気機能を有していること
- 2 レギュレータ内部に侵入した水を排出できる構造及び冬季でも凍結しにくい構造を有していること
- 3 ボンベ残圧が6 Mpa～5 Mpaになると「ブザー音」及び「光」による警報を発すること
- 4 レギュレータと面体が左右いずれの方向からでもワンタッチで接続できること
- 5 レギュレータの点検及び清掃が容易で、隊員が行えること
- 6 導管のボンベ接続部（背面）およびレギュレータ接続部（顔面部）は同一側であること

②面体

- 1 上記空気呼吸器本体に装着し、正常に使用できること
- 2 締め紐は、すべての箇所が締め付け調節可能であること
- 3 首かけ紐は、面体を迅速に着装できるよう最下部のバックル部分に取り付けられ、長さ調整が可能であること

③レスクマスク

上記空気呼吸器本体に取付けることができ、正常に使用できること

必要な性能を満たす空気呼吸器の本体、面体及びレスクマスクは、エア・ウォータ一防災株式会社製の「ライフゼムA1-12 OS型」、「CX面体 OS型」、「レスクマスク OS型」のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

上記製品及び消耗品の販売、修理については、エア・ウォーター防災株式会社の関西地区唯一の総代理店である株式会社重松製作所から認定された大阪市内唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能であるため、上記業者を指名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防装備）（電話番号 06-4393-6556）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋 修繕

2 契約の相手方

(株) 前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置しているろ過池覆蓋の修繕を行い、機能回復を図るものである。

ろ過池覆蓋は、浄水処理過程で発生するオゾンの気散防止と、藻類抑制を目的とした遮光用として設置されたもので、定期調査の結果、ろ過池覆蓋用パッキンに著しい劣化が見られたため、今回パッキンを取替え、ろ過池覆蓋の修繕を行うものである。

当該設備は、(株)前澤エンジニアリングサービスが独自に設計、製作したものであり、当該パッキンについても、3系並びに4系ろ過池覆蓋に使用されているろ過池アルミニウム合金覆蓋用専用の製品であり、他社製品では適合せず当該業者のみが直接販売元である。

また、本修繕について他の業者が履行し、設備にオゾン気散等の障害が発生した場合、その原因が当該パッキンなのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり責任の所在が不明確になることから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせることができる唯一の業者は、当該パッキンの直接販売元である(株)前澤エンジニアリングサービスである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号 06-6815-2353）

3

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場東棟南非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

(株) カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟南に設置されている非常用発電設備の部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者である(株)カワサキマシンシステムズのみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる(株)カワサキマシンシステムズと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

4

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度調達 庁内情報利用パソコン用増設メモリ（その1）長期借入

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

本契約は、令和元年度に合併入札で調達したノートパソコンに搭載されているメモリを4GBから8GBに増設するものである。

当該機器については、機器調達時に本市の要件として、市場の動向及び価格面等を考慮し過剰な仕様にならない様メモリを4Gとして調達を行ったものであるが、現状パソコン使用時における必要メモリが増大してきており、パソコン起動にも時間を要するだけでなく、通常業務時も複数のアプリケーションを同時に起動することができないなど業務に支障をきたしている。この事象について利用時の状況測定を行った結果、メモリ不足が判明した。これを改善するため、メモリの増設を行うものである。

今回、増設する部品等については、本体契約の既設機器を含めた設定・検証等が必要であり、保守についても本体契約と一体的に行うため、本体契約の契約相手方から借入れる必要がある。他の事業者から借入を行った場合、安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者より借入する必要がある。本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

I C T戦略室 基盤担当（電話番号 06-6543-7121）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度調達 庁内情報利用パソコン用増設メモリ長期借入

2 契約の相手方

株式会社J E C C

3 随意契約理由

本契約は、令和2年度に合併入札で調達したノートパソコンに搭載されているメモリを4GBから8GBに増設するものである。

当該機器については、機器調達時に本市の要件として、市場の動向及び価格面等を考慮し過剰な仕様にならない様メモリを4Gとして調達を行ったものであるが、現状パソコン使用時における必要メモリが増大してきており、パソコン起動にも時間を要するだけでなく、通常業務時も複数のアプリケーションを同時に起動することができないなど業務に支障をきたしている。この事象について利用時の状況測定を行った結果、メモリ不足が判明した。これを改善するため、メモリの増設を行うものである。

今回、増設する部品等については、本体契約の既設機器を含めた設定・検証等が必要であり、保守についても本体契約と一体的に行うため、本体契約の契約相手方から借入れる必要がある。他の事業者から借入を行った場合、安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者より借入する必要がある。本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

I C T戦略室 基盤担当（電話番号 06-6543-7121）

随意契約理由書

1 案件名称

手動引金式人工呼吸器一式 買入

2 契約の相手方

株式会社アダチ

3 随意契約理由

手動引金式人工呼吸器は、呼吸停止の傷病者に対して効果的な人工呼吸を行うことができ、また自発呼吸のある傷病者に対しては傷病者の呼吸に同期して高濃度酸素投与が行えるなど、呼吸管理の際に使用する救命資器材であり、救急活動上必要がある以下の5点の性能を有する必要がある。

- ・ 人工呼吸を自動式に切り替えられること。
- ・ 酸素駆動式で電源を必要としないこと。
- ・ 使用中における気道内圧の上限が 40cmH₂O 以下であること。
- ・ 呼吸状態に合わせて、作動できること。
- ・ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、医療機器の承認番号を有していること。

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のニューパック VR1 VR1STD/NJ-05 のみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社が取り扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急装備）（電話番号 06-4393-6627）

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度調達 庁内情報利用パソコン用増設メモリ（その2）長期借入

2 契約の相手方

リコーリース株式会社

3 随意契約理由

本契約は、令和元年度に合併入札で調達したノートパソコンに搭載されているメモリを4GBから8GBに増設するものである。

当該機器については、機器調達時に本市の要件として、市場の動向及び価格面等を考慮し過剰な仕様にならない様メモリを4Gとして調達を行ったものであるが、現状パソコン使用時における必要メモリが増大してきており、パソコン起動にも時間を要するだけでなく、通常業務時も複数のアプリケーションを同時に起動することができないなど業務に支障をきたしている。この事象について利用時の状況測定を行った結果、メモリ不足が判明した。これを改善するため、メモリの増設を行うものである。

今回、増設する部品等については、本体契約の既設機器を含めた設定・検証等が必要であり、保守についても本体契約と一体的に行うため、本体契約の契約相手方から借入れる必要がある。他の事業者から借入を行った場合、安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者より借入する必要がある。本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

I C T戦略室 基盤担当（電話番号 06-6543-7121）

随意契約理由書

1 案件名称

パルスオキシメーター（その5） 買入

2 契約の相手方

石黒メディカルシステム株式会社

3 緊急随意契約理由

本市におけるパルスオキシメーターの導入については、新型コロナウイルス第3波での陽性者急増に伴い、自宅療養を余儀なくされる方々の中で病態の急変により重篤な状態となるケースが全国的に報告されたことから、令和3年2月より自宅療養者へ貸与しており、以後、今日まで対象範囲の拡充や感染者数の推移に対応しながら適切に必要数量を判断し運用に努めているところである。

9月30日をもって緊急事態宣言が終了し、現時点では全国的に小康状態を保っているところであるが、世界的にみると現在、東欧を中心に患者数が増加しており、本市としても市民の生命を守るため来る第6波に備え事前に準備する必要がある。

そのため、第6波のピークを1月中旬頃、1日あたりの新規陽性者を1,700名余りと想定した場合、現在、保有する16,000個に加え更に8,000個を追加し、計24,000個が必要となるが、複数の業者に確認したところ、現在の市場の状況では契約締結から納入までに半月程度を見込むことや年末年始の休業時期などを勘案すると年末までには確保する必要があり、一般競争入札に付する暇が無く、複数の業者で比較見積した結果、上記業者が一番安価であったため随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課（電話番号 06-6647-0739）